

平成28年度生活保護業務の実施方針

小田原市福祉事務所

【実施方針策定の背景】

本市における生活保護の状況は、平成28年3月現在で被保護世帯2,355世帯、被保護人員3,016人、保護率15.57%となっており、依然として増加傾向が続いている。我が国の社会的な人口傾向である少子高齢化については本市も同様であり、被保護世帯に占める「高齢者世帯」の割合は約55%と過半数を占め、今後も増加していくものと思われる。また、いわゆるリーマンショック以降の長引く経済・雇用情勢の影響による「その他世帯」については、平成19年度の133世帯から平成28年3月現在で373世帯と増加傾向にある。本市管内の有効求人倍率は1.33倍（平成28年2月時点）と雇用情勢は安定回復傾向であるが、安定・継続した就業にともなう生活保護からの自立については依然として困難な状況である。なお、母子、障害者、傷病者世帯については、本市被保護世帯の増加に比して大幅な増加とはなっていない。

こうした、少子高齢化や雇用情勢不安の影響による生活保護受給者数全体の増加は、今後も同様の傾向を踏まえ継続していくものと予測される。

国では、このような生活保護受給者の増加を背景に、平成25年度に生活保護法の一部改正を行い、平成27年度にも就労支援促進計画の策定や後発医薬品の更なる使用促進を実施する等、保護の適正実施に努める取り組みを行ってきた。さらに、第二のセーフティネットの役割を持った生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者への自立支援を強化することとなった。本市福祉事務所における平成27年度の自立支援相談件数は218件となっており、生活保護に至る前の生活困窮者の相談窓口として大きな役割を果たしている。

いずれにしても、社会的なセーフティネットである生活保護制度が担うべき責務として、常に現代的な複雑・多様化した社会問題への対応が求められ、その実施機関として、より一層の適正な判断と運営が重要視される。今後は自立支援プログラムの活用や現業員による個別支援

はもとより、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、住居確保給付金支給事業、学習支援事業とも連携しつつ生活保護制度の適正実施に努めてまいりたい。これらを確実に運営するにあたっては、組織的かつマニュアル化した実施体制づくりを行うとともに、随時に所内での意思統一を図るための所内会議や研修を開催することにより、事務執行の一層の効率化・迅速化を強く認識していかなければならない。

【平成27年度実施方針に対する評価】

平成27年度における実施方針に対する評価としては次の事項が挙げられる。

1 所内チームの再編

生活保護業務の各種懸案事項や職員の資質向上を図るべく、所内チームの8つを再編し、さらに、生活困窮者自立支援事業や経理事務の担当者も交えて活動を行った。このことにより、横断的な進行管理を行うことが出来た。

また、毎月1回各チームのリーダーと査察指導員による会議（チームリーダー会議）を平成27年度についても実施し、各チームの業務進捗状況や課題について報告を行うことで、所内の情報共有を行うことが出来た。

2 訪問活動の適正実施

年度当初に策定された年間計画を確実に実施するため、訪問計画表に基づき訪問を行った。また、査察指導員は四半期ごとに各ケースワーカーの訪問計画表を見直し、訪問計画が未達となりそうな世帯が確認された場合、個別にケースワーカーに指導を行い、速やかに訪問を実施させた。

なお、新規保護開始世帯については、生活保護制度について改めて説明を行い、早期に生活の安定を図る必要があるため、初回の訪問については日程調整のうえ早期に実施するよう努めた。

3 適正な保護決定事務の確保について

現業員の業務遂行に必要な知識や技能の習得のために、定期的に所内研修会を実施、庁外の研修会にも積極的に参加した。

また、月1回開催している所内会議は課内の重要な情報共有の場であり、活発な意見交換が行われている。所内で抱えている問題や懸案事項について検討し、制度改正があれば資料を配布し、担当者が解説を行いつつ各ケースワーカーに周知を行うことで知識を深め合うことが出来た。

また、例年実施している自主的内部点検作業によりケースファイルを適宜相互確認することで、家庭訪問時の指導内容について相互の助言を行い、援助方針の修正、自立支援医療の適用等他法他施策の利用状況の確認等を行っている。

4 介護扶助の適正実施

高齢者世帯の増加に伴い、医療扶助費同様、介護扶助費についても例年増加傾向であることから、前年同様、介護事務支援員（非常勤特別職）を1名雇用した。同支援員は介護支援専門員の資格を有していることから、ケアプランの確認を行い、被保護者の要介護状態を考慮しつつ、適切な介護サービスが行われるようケアマネージャー等と意見交換し、適正実施を行うことが出来た。

一方、平成27年度の実施方針の中で定めた次の事項については、十分に機能を果たせていないと判断される。

1 実施体制の強化（現業員の確保）

保護の実施体制については、人事担当部門への人員要望により平成25年4月1日付けで現業員2名の増員が図られたが、本市における新たな事業への人員確保の影響により、平成26年2月に1名、平成26年4月にさらに1名の現業員が減員された。

しかし、かねてからの人員要望もあり、平成27年度においては4月に1名の増員、また12月にも追加で2名の増員が図られ、人員確保の要望に対し一定の配慮を得ることが出来た。

平成27年度被保護世帯数の増加により、社会福祉法第16条に定める現業員の標準数が29名に増加となった。これにより、現在3名の不足が生じていることとなる。引き続き、人事担当部門に現業員の増員要望を実施していく必要がある。

【生活保護法施行事務監査における指摘事項等】

平成27年度の神奈川県生活保護法施行事務監査においては、保護費の窓口払い縮減に向けた見直しを行うよう指摘があった。監査直近月（平成27年10月）の定例支給分の窓口払いの割合は14.5%であったが、その中でも窓口払いの理由が不適切な事例については見直しを行うよう指導があった。

また、現業員の配置数が、社会福祉法第16条に定める標準数に対して5名不足している状況から、被保護世帯に適切な指導援助を行うことができないと指摘があり、こうした背景から訪問基準の設定が適切でないとされた事例や、援助方針の見直しが適切に行われていない、他法他施策の検討がなされていない、費用負担（法第73条）の適用誤り、加算の誤認定といった事例の指摘があった。

さらに、他法他施策活用において有効である年金制度については、従来58歳到達者のみを対象として台帳に記載管理を行っていたが、厚労省通知「年金制度及び不動産等の資産活用の徹底等について」を踏まえ、60歳以上の生活保護受給者を対象として作成し、その加入状況を組織的に管理するよう指摘があった。

【実施方針の策定】

以上の背景及び平成27年度の評価、監査指摘事項等を踏まえ、社会保障制度の根幹としての生活保護法のもつ意義と役割を生活保護業務従事者全員が十分に認識するとともに、市民の最後の拠り所である本法を安定的かつ有効に機能させるため、本市における平成28年度の生活保護業務の実施方針を次のように定める。

1 実施体制の強化

(1) 現業員の確保及び資質向上

現業員数については、毎年のように増員を行っているところであるが、被保護世帯数の増加に伴い標準数も増加しているため、平成28年4月現在3名不足している。現業員の標準数確保に向けて、引き続き人事担当部門に積極的に増員要望を行っていく。

また、現業員の業務遂行に必要な専門知識や技能習得のために、定期的に所内研修会を実施し、外部の研修会・研究会に積極的に参加するとともに、所内で抱えている問題や懸案事項を抽出し、月に1回開催する所内会議において、その解決策を協議する。さらに、自主的内部点検事業については今年度も引き続き継続し、相互にケースファイルの確認を行うことで、査察指導員及び現業員の資質の向上を図るものである。

(2) 所内チームの再編

昨年度は機構改革に伴い、生活保護業務と自立支援業務が一体となり新たな課となったため、8つのチームについて一部再編を行った。昨年度を踏襲しつつ、マニュアル整備チームについて廃止し、同チームで集約された各種資料の管理活用を推進していくため、他法推進チ

ームを新設した。他法他施策である自立支援医療制度や障害年金について活用を検討していくことで、より適正な生活保護制度の運用に寄与するものである。

① 自立支援プログラムチーム

自立支援プログラムの整備、自立支援プログラムに関する実績・統計等

② 就労支援対策チーム

就労支援プログラムの整備、就労支援員との連絡・調整、求人開拓・定着の推進、公共職業安定所との連携等

③ システム・本締めチーム

システム業者との連絡・調整、法改正及び基準改定への対応、月締めにおける確認業務、マイナンバー制導入に関する調整等

④ 無低・ホームレス対策チーム

無低運営者との連絡・調整、無低入所者に関する就労支援員との連絡・調整、行旅死亡人に関する取扱い業務、県及びホームレス支援団体との連絡・調整等

⑤ 不正受給対策チーム

課税状況調査の進行管理、市民通報に関する確認業務、不正受給の追及に関する企画・運営等

⑥ 滞納整理対策チーム

返還金の収納確認、経理担当者との連絡・調整、未収金督促に関する企画・運営等

⑦ 自主的内部点検チーム

ファイルチェック作業に関する企画・運営、ファイルチェック指摘修正に関する進行管理、ファイルチェック各種様式の整備、所内研修の企画・運営等

⑧ 他法推進チーム

所内取り決め等内部マニュアルの整備管理、年金に関する台帳整備、障害年金プログラム、その他活用可能な他法他施策の検討等

2 生活保護制度の適正な運営実施

(1) 訪問活動の適正実施

訪問調査活動は、保護要件の検証や適切な支援を行っていくうえで重要なものであり、現業業務の基本となるものであることから、年度当初に訪問調査目的を踏まえた年間計画を策定し、計画した訪問調査を確実に実施するとともに、被保護世帯の状況に応じた随時訪問を実施し、必要な調査を行う。査察指導員は四半期ごとに訪問が実施されていない世帯を抽出し、担当する現業員と訪問方法について検証する。また、現業員の進行管理にあたっては、査察指導員台帳を整備活用することで、的確な指示・助言を行い、計画的な訪問調査活動が実施できるよう努める。

(2) 保護費窓口払いの縮減に向けた見直し

近年話題となった現業員による生活保護費の詐取は、ひとえに実施機関での現金の取り扱いについて意識やモラルの低下が引き起こしたものである。

本市福祉事務所においてこうした事案の対策として、既に、生活保護費支給マニュアルを策定し保護費の厳正な取り扱いに努めているところである。同マニュアルに基づき、現金を取り扱う際には現金取扱員の監視のもと経理担当が支給を行うことで現業員による不正が生じることは無い。また、他福祉事務所で発生した保護費の搾取等事件についても随時所内へ情報発信し、注意を促している。

昨年度の県監査直近月（平成27年10月）の定例支給分の窓口払いの割合が14.5%と高い値であったため指摘事項となったが、平成28年度内にこの割合を10.0%以下に縮減するよう目標を設定した。そのためには、毎月窓口払いの対象世帯についてリスト出力を行い、現業員相互に確認を行うことで口座振替への移行を促すこと、また、毎月の定例支給日に各無低の管理者と面談を行い、口座振替移行への協力を依頼する等により、真にやむを得ない場合を除き原則口座振替への変更を進めていくものである。

(3) 他法他施策の適正な活用

自立支援医療、指定難病医療、障害者サービス、各種年金、児童扶養手当といった他法他施策の利用は生活保護制度に優先し活用されるものである。

被保護世帯員がこうした制度の利用を見逃し、適用されないことの無いように所内で対象者の抽出作業を行い、注意を払う。

また、所内チームとして今年度編成した他法推進チームにおいては、こうした制度利用について、現業員に対し所内会議やマニュアル整備配布等により知識を還元し、現業員の経験不足に伴う被保護世帯への助言指導が不十分にならないよう努める。

3 医療扶助・介護扶助の適正運営

(1) 医療扶助及び介護扶助の適正実施

高齢者世帯の増加に伴い、医療扶助費と同様に介護扶助費についても増加傾向にあり、法の安定的な運用には医療扶助・介護扶助の適正な実施が求められている。

医療扶助については、退院促進員（非常勤特別職）による施設入所の検討を行うことで入院患者が安定した療後の生活を送ることが出来るよう検討しつつ、扶助費の削減に結びつけていく。また、通院患者についても、診療報酬改定に伴う「お薬手帳」の活用について、各世帯の訪問の際に説明し積極的に活用してもらうよう説明を行う。また、ジェネリック医薬品の使用推奨についても昨年同様各世帯に対し啓発を行うよう努める。

介護扶助については、介護事務支援員1名（非常勤特別職）を前年同様配置し、介護券交付処理簿と介護給付費公費受給者別一覧表の照合、ケアプランの確認及び見直しのための指導、要介護状態にある高齢者の介護施設入所支援等を行い、介護扶助の適正実施を図っていく。

平成28年度生活保護業務の実施方針に基づく事業計画

小田原市福祉事務所

事項	年 月												担当者	備考	
	28年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	29年 1月	2月	3月			
課題改善	現業員の確保					○	○							課長・SV	人事担当部門に対する、現業員の増員要望
	窓口払いの縮減	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	SV・CW	定例支給分の窓口払い分について、随時の口座払い切り替えを検討
	適正な保護決定事務の確保	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	SV・CW	所内会議での周知、所内チームの活用による他法他施策の適切な運用
	介護扶助適正実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	介護事務支援員・CW(介護班)	介護事務支援員の配置、ケアプランの点検による介護扶助の適正実施
重点項目	就労支援事業(適正化対策事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	就労支援対策チーム	就労支援員によるきめ細かな就労支援及びハローワークとの共同事業の活用
	収入・資産状況調査、扶養義務調査等(適正化対策事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	CW(庶務班)	新規申請時及び随時、法29条調査、扶養義務調査を実施
	障害者年金受給資格確認業務(適正化対策事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	他法他施策推進チーム	障害年金申請プログラムを活用した資格確認の実施
	自立支援医療適用確認業務(適正化対策事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	CW(医療班)	電子レセプトを活用した、自立支援医療の適用可否の確認
	重点的扶養能力者実地調査(適正化対策事業)				○									SV・CW	休日を利用して、市内在住の重点的扶養能力者の実地調査を実施。
	課税状況調査及び返還決定(適正化対策事業)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不正受給対策チーム	不正受給対策チームを中心とした課税調査の早期実施及び早期是正
	後発医薬品の使用促進(適正化対策事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	CW(医療班)	パンフレットの改定・配布、関係機関との調整
	費用返還・戻入金取納状況把握業務(自主的内部点検事業)													滞納整理対策チーム	滞納整理対策チームは月初に返還金の収納状況を把握し、地区担当と連携した督促の実施
	ケースファイル相互確認(自主的内部点検事業)													自主的内部点検チーム	自主的内部点検チームは年間計画を策定し、現業員全員で相互にケースファイルをチェック
	新規開始ケース引継状況確認(自主的内部点検事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	SV	査察指導員の進行管理により、調査担当から地区担当への引継ぎ内容と進行状況確認
経常業務	収入把握等	一斉収入申告徴収				○	○							CW(庶務班)	
		年金改定				○	○							CW(庶務班)	
		恩給改定・老齢福祉年金				○	○							CW(庶務班)	
		児童扶養手当改定・除外	○				○				○			CW(庶務班)	
		児童手当認定替え				○	○					○		CW(庶務班)	
	教育扶助	賞与認定				○	○				○	○		CW(庶務班)	
		教材費調査(小・中)				○	○				○			CW(庶務班)	
		教材費支給(小・中)					○	○			○			CW(庶務班)	
		給食費除外						○						CW(庶務班)	
		給食費認定							○					CW(庶務班)	
	一括認定	給食費調査												CW(庶務班)	
		平常着・入学準備金支給		○								○		CW(庶務班)	
		基準改定・冬季加算除外		○								○		システム・本締めチーム	
	住宅扶助	介護保険料認定替え		○										システム・本締めチーム	
		冬季加算認定									○			システム・本締めチーム	
	病状調査	公営住宅家賃認定替え											○	CW(庶務班)	
傷病者世帯病状調査		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	CW		
研究会・研究会	長期入院患者病状調査												CW(医療班)	退院促進員によるきめ細かな支援の実施	
	レセプト点検(適正化対策事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	CW(医療班)		
	ケース棚卸、援助方針及び訪問基準の見直し											○	SV・CW	援助方針については、世帯状況変化の際に随時見直しあり	
	ケース検討会・診断会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	課長以下		
	県施行事務監査												課長以下	施行事務監査日程：11月29日(火)～12月2日(金)	
	統計					○	○						統計担当		
	全国一斉調査					○	○								
研修	所内会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	課長以下	月末に開催。他法他施策についての研修及び事務改善、福祉事務所の課題について検討を行う	
	新任職員研修	総括・医療・介護扶助研修	○	○									自主的内部点検チーム		
		OJT(第1期)	○	○	○								CW	ケースワーカーとしての基礎知識の習得	
		OJT(第2期)									○	○	CW	ケースワークの実践、新規調査	
	外部研修	嘱託医研修(適正化対策事業)										○	CW(医療班)	精神疾患の具体的なケース事例に基づき、精神科嘱託医を講師として研修を行う	
		外部講師研修(適正化対策事業)										○	CW(庶務班)	所内の課題を抽出し、関連機関に講師を依頼し、研修を行う	
		全国研修会(ケースワーカー)						○					CW		
県新任査察指導員研修						○						SV			
外部研修	県新任地区担当員研修					○				○		CW			
	県地区担当員研修					○				○		CW			